

第二十六回
參議院大藏委員會會議錄

昭和三十二年二月二十一日(木曜日)午前十時五十四分開会

出席者は左の通り。

理事

○印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○とん税法案(内閣送付、予備審査)
○特別とん税法案(内閣送付、予備審査)

内四郎君
川甚五郎君
住田三郎君
大坊剛君
吉木裕彦君
高崎眞一君
木暮武太夫君

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。
○政府委員(原純夫君) 律案の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
とん税法案及び特別とん税法案
五案を便宜一括議題として、順次事務当局より内容の説明を聴いたします。

少い事業所のものは三ヵ月分ずっとまとめて徴収するというような事柄が入っております。

印紙税法の方は、手形に対しますと税率を階級別定額制に直す、現在は毎億円の手形でも十円の印紙でよろしくということになつておりますのを、階級別に直したいということを主としております。

とん税法、特別とん税法といふのは、現正、二五日からいま、二二年

塙見俊二君
土田国太郎君
苦米地英俊君
宮澤喜一君
天田勝正君
栗山良夫君
野薄勝君
長のおおしゃられました五法案につきまして、御説明申し上げるわけでござりますが、所得税、法人税は、それだけ本法の改正案でありますと、これ付帯しましてといいますか、表裏いたしまして、特別措置の大分のものにつきましては、租税特別措置法の改正

政府委員
大藏省主税局長 原
事務局側 純夫君

常任委員會專門委員會

大藏省主税局

税制第一課長 塚崎 淳

- 所得稅法の一部を改正する法律案
- (内閣送付、予備審査)
- 法人稅法の一部を改正する法律案
- (内閣送付、予備審査)

範囲を広げるといふが中心であります
して、なお、本法にも特別措置的なものは重要物産免稅、それから利子所得等、生命保険料控除といふような関係等、

して御説明申し上げたいと存します。
お手元に差し上げてあると思いた
すが、「所得税法の一部を改正する
法律新旧対照表」、これをご覧にな

ます。この点は恩給的な性格と同
じやないか、恩給と同じじやないか
いう批判もござりますので、この点
つきまして検討いたしておつたわけ

まして、十五万円を控除いたしまして、
その残りの二分の一、その二分の一を
総合課税する、こういう建前でござい
ます。ところが退職所得になります。

第五部 大蔵委員会会議録第六号

昭和三十二年一月二十一日【參議院】

七

と、二十万円を控除いたしまして、それから在職期間が十年をこしますと一年ごとに二万円を加算いたしまして、一年ごとに二万円ずつ控除する、最高五十万円まで控除する。こういふ退職所得につきまして優遇の措置が講ぜられております。それからまだなおそれだけじゃなくて、それをまた一時金になりますと、社会保険制度で、雇用主からもらわないのでございましては単純な一時所得と、こんなふうな扱いになつております。退職のバランスが問題になるわけでございますが、まあこんなよくな関係を、このアンバランスをどういうふうに修正いたすかといふことが問題になるわけですが、私どもの検討の結果といたしましては、これは給与所得あるいは退職所得並みに扱うのが至当じゃないか。性質から見まして恩給も共済組合からもらいますところの年金部分も、性格的に変らない。ただ雇用主じゃなくて、第三者、社会全体からの給付部分もござりますけれども、社会全體からもらはる給与所得の後払いといふようなことにも見ることができるのじやないかといふことが言えるわけでございます。そういう考え方のもとに、しかも三公社の職員につきましては恩給がなくなりました。全部年金になつたわけであります。これらのバランスから見まして、恩給と年金とを差し引くことがあることがいいか悪いかということが検討されたわけでございます。私どもいたしましては、これはあとから払い込んだ掛金を計算いたしまして

煩雜でございますので、一応この年会期に従いましては給与所得として扱う。そのかわり二割は毎年控除するというシステムをとる。退職一時金につきまして、退職所得並みに二十万円を控除し、在職期間が十年をこしますれば、一年ごとに二万円を控除し、最高五十万円を控除いたしまして、その残りの二分の一を分離課税する。こういう方式で改めただけでございます。従いまして、その九条の第二項の改正規定をここで受けまして、非居住者につきましても、たとえば日本に勤めておりまして、やめて外国へ行つておる。日本からそういう年金的なものがくるというものは、この五号の給与所得の方に入れる、こういうことでございます。それがまあ第一点の改正でございます。

第二点は、現在の制度によりますれば、国家公務員、地方公務員は、この法律の施行地におきまして居住しましたは一年以上勤務期間になしました勤務に係る恩給部分だけ非居住者につきましては課税になる。具体的に事例が起つておるわけでございますが、沖縄の官公吏、これが現在、昭和二十八年の元南西諸島公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律によりまして、日本の恩給が復活されたわけでございます。これは日本におきましては住所がございませんから、いわゆる第一条第二項の非居住者になるわけでございます。非居住者でも納稅義務があるべきところ、沖縄はこの現行法によりますと、この法律の施行地ではございません。そういたしますと、まあその部分につきましては課税にならな

いということが起るわけでござります。その点につきましては、ただいま申上げました特別措置に関する法律の付則で一〇%の課税をする、本則は二〇%でございますが、一〇%の軽税率でもって特に沖縄であるからといふ理由で課税いたしておりますが、その点から見ましても、やはり国家公務員、地方公務員というのは、その給料あるいは年金といふものは、大部分国の税金から出るのだから、その源泉といふのは日本にあると見てもいいのではないか。そういたしますと何もこの法律の施行地と申しますか、日本におきます勤務期間に対応する分だけ課税しなくてもいいのではないかという考え方から、国家公務員と地方公務員につきましては、本法施行地と施行地外との勤務の区分はしなくていい、いずれにいたしましてもその年金、恩給は全部納税義務がある。こういうふうに改正いたそろいうのがその第五号の改正の第二の理由でござります。その他小さい改正いたしましては、義務の概念が若干不明確でございまして、人の役務と給与的な性格をはつきりいたした点の改正がございます。五号の改正としてはそういうところでござります。

にいわれまして、人格なき社団、財團で事業を営みさえすれば税金がかからないのだ、現在の租税法律主義の建前から見て、人格のない社団、財團といふものは納税義務が全くないことになります。また、現実に私どもの国税庁の長官のところにある団体から、私どもは人格なき社団である、従つて現在の租税法律主義の建前から申しますれば、まず第一に自分たちが雇用人を使ひ、それからあるいは芸能人を呼びまして報酬を支払う、これについて源泉徴収義務を現在の所得税法では個人、法人ならば負わしているが、支払う者は、支払う者と書いてございますが、そういう報酬を支払う者と書いてござりますが、納税、源泉徴収義務を負わしておりますが、そういう源泉徴収義務がますないのじゃないかという点が第一点でございます。それから第二点の質問の要旨は、しかも自分たちがたとえば資産を持つておりますと、預金を持つておりますと利子を受けれる、現行の法律によりますれば、利子につきましては源泉徴収を受ける義務がございますが、この源泉徴収を受ける義務は個人あるいは法人であつて、人格のない社団、財團にはそういう源泉徴収を受ける義務もないのではないか、こういうことを質問してきて参つております。それから第三点といたしましては、事業を営みました際に、事業から生じた収益につきましても課税する根拠が現在のところ乏しいのではないか、現在の税務行政は、所得税、法人税を解説通達でやつてあるけれども、それは憲法上の、租税法律上から、法律主義から見ましてどんなものか、回

答を願いたいといふような状況でございます。
御承知のように現在の民法、商法は、
は、公益法人につきましては許可する
うでは、必ずしも両者のいずれにも属
しないものは、人格を持たずには団体を
作れる、団体の設立を禁止いたしてお
りませんので、人格のなき団体が出てく
ることは、私どもも民法、商法の講義
で習つたところでございますが、私ども
どもの税法の面におきましては、今まで
でございます。現在までのところ、最
近ほどのやかましい問題は少くて、まあ
それでは相当長らく運用して参つて支障
はなかつたわけでございますが、ただいま
いま申し上げましたような事情が起き
ましたし、税法を読んで参りますと、
現在の所得税法が個人、法人と割り
切つていてる点もござります。それから
しかも、「もの」と書いてありますのは、
は、人格なき団体といふものを含めて
言つ際にはひらがなで「もの」と書くの
が法律用語というよくな話もございま
すので、この際に一つ今いつたよくな
問題点を解決して明らかにする趣旨か
ら、人格なき団体または財團で、代表者、
管理者の定めのありますものにつ
きまして、税法関係の規定を明らかに
いたそといたしましたのが、この第六項
六項の改正点であります。人格のない
団体、財團をどうするかという点、立
法政策といたしましてどういうふうに
扱うかということは、各国によつても
種々ばらばらのようでございます。ド

イツにおきましては全体をこれを法人といたしまして、法人税法を適用いたしました。私どもの今度の解決の仕方は、あとで法人税法の御説明を申し上げる際に申し述べたいと存じます。が、収益事業を営む人格のない社団、財団につきましては、これは法人とみなしまして、これは法人税を課税いたします。そういうことにいたしました。収益事業を営まない人格のない社団または財団につきましては、所得税法の六項によりまして課税関係を明らかにいたします。ここに書いてありますように、まず第一に「前二項に規定する所得についての納稅義務に係る規定」それから源泉徴収を行ひ義務がある者にかかる規定の適用については、法人と見まして所得税法を適用しよう、こういう考え方でございます。四項、五項を見ますと、内地に本店または支店がありますところの法人は公社債、預金利子、株式配当につきまして所得税を納める義務がある、こういうことになつておりますので、人格なき社団がそういう公社債、預金利子、株式配当を持つておりますれば、この法律によりまして所得税を納める義務がある。といいますことは、源泉で所得税を徴収されるということです。いままで、五項の方はこの内地、内地と申しますが、法律の施行地に本店または主たる事務所を有しない法人、たとえば、これに該当するものでございますが、これはもう少し範囲が広くて、工業所有権の貸付によるところの所得、貸付金の利息の所得、それから雑取所

得と申しますか、その他資産運用の所得を得、これらがなお納税の義務があると書いてございます。これらにつきましては、本店支店のない法人といたしまして、やはり所得税の二〇%の税金が課税されることになつておりますが、これが適用になる、こういう趣旨でございます。それから源泉徴収義務の規定は、御承知のように給与を払えば給与についての源泉徴収義務があり、なだいま申しました人格のない財団、社団が芸能人を呼びまして報酬を支払うと、いう際にには源泉徴収義務がござります。四十二条でございます。この義務規定は当然法人として適用があるので、こういうふうに改正いたそうと、いうのがこの趣旨でございます。なお、収益事業の課税関係につきましては、あとで法人税法の改正の御説明の際に申し上げたいと存じます。

その次は第二条の「課税所得の範囲」の改正でございます。現在の所得税の建前は、住所または一年以上居所を有する居住者と、それ以外の非居住者とに分けられておりますことは、先ほど申し上げました通りでございます。居住者につきましては、第二条第一項にござりますように、所得の全部に対し、て所得税を課税する。非居住者につきましては、先ほど第一条第二項の御説明の際に申し上げました各号列記の所得について制限的な納税義務があると、こういうことになつておるわけでございます。そこで、これは特別措置法の外国人に対しますところの給与の所得の課税の際に問題になつたわけでございますが、今申し上げましたとおりに、現行制度では、まあ住所を有するか、あるいは一年以上居所を持ちます

と、もう全部の所得に課税することとなる。そういたしますと、日本に本拠地とする気持ちなくして参りました外国人たる気持ましては、外國にありますところの資産から生ずる所得につきましては、課税になつてしまふ。これは少しどうも実情に即しないじゃないか、現実に居住者といいたしまして、所得の全部、国内源泉所得、国外源泉所得を問はず、課税になると、これは少し実情に即しない点があるんじやないか。外国の領事を見ましても、税務行政の実際にあきまつては、その点いきなりそんなに昱くない外国人を居住者といいたしまして、所得の全部を課税するようなことはしていないところが多いわけでございます。そこで今回はその点を改正いたしまして、第二条の第二項にありますように、住所がありますれば、これが除かれる。これは頭から日本に本拠地とする意思があつて、生活の本拠を日本に移しました者は当然なるわけでござりますが、住所がなくて、五年以下の居所を有する者、住所がありますが、その後妻子を本国へ帰しまして、生活の本拠を向うへ移し、こちらでやもめ暮しをやつておるというような者たる者は、ここでは非永住者という新らしい居住者のうちの概念を用ひまして、こういう者につきましては、日本で發生いたしましたところの所得につきましては、額課税するが、外國源泉の所得につきましては日本に送金されたためだけ課税すると、こういうことにいたしたわけでございます。この程度にすれば、先ほど申し上げました外国に

の例から見まして実情に即したことになるんじやないかと私どもは考えております。

その次の大きな改正点は、小さな文の整理を飛ばしまして、第八条でございます。「扶養親族等の定義」でございます。現在扶養親族の定義は、「納稅義務者と生計を一にする配偶者その他他の親族」で、所得が四万円以下となつております。今度は五万円と改めたわけですが、なぜ改めたかと申しますと、今までの慣例は、この少額の所得につきましては、まあ少額の所得を有する者については、まだそれで扶養親族に該当すると見ようという想でございますが、この少額の所得などの程度にまでするかというの、慣習的には一人目の扶養親族の扶養親族控除の金額と一致しておったわけござります。その点から見まして、今改正案が扶養親族の一人目につきましては一万円引き上げることになりますて、一万円引き上げまして五万円、いうことにいたしたわけでございますが、この点につきましては、そういたしますと、この五万円と、少額所領であるべきところの五万円と、一人の扶養控除の金額五万円と合せますと十万円となる。そうなると基礎控除でござります。四十万円と、いう据え置きの方法もございましょうけれども、この点は少額所得者の線を五万円に一本化いたしましたが、今までの慣習を踏襲いたしまして、一応一万円に上げたわけですが、この趣旨は、現在のところござります。

第八条の第四項が改正されておりますが、この趣旨は、現在のところございました、こういふところでござります。

生、これらにつきましては税額控除がござります。そこで第八条においては、その寡婦はどういうものかといふ定義があるわけでございますが、本則といたしましては「扶養親族を有し、且つ、老年者でないものをいふ」と、こういうことになつております。ただ、ただし書きに重要な例外がございまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法によりまして遺族年金を受ける者では扶養親族の有無を問わないというふうな優遇措置が講じてござります。これは御承知の軍人恩給がまだ復活する前の遺族年金の額が非常に予算上の制約もございまして少かつた関係上、税額面で優遇措置を講ずる。で、普通の寡婦控除ならば税額控除の五千円でございますが、遺族年金を受ける寡婦は税額控除は七千円だと、二千円だけ税額控除が優遇され得おったわけでございます。ところが昭和二十八年に軍人恩給が復活いたしまして、恩給法に遺族年金が乗り移つたわけでござります。そういたしますと今まで遺族年金をもらつておりますと税額控除七千円の恩典を受けていたものが、軍人恩給法の公務扶助料に乗り移りますと税額控除が受けられなくなるということが言われてきたわけでございます。おかしいではないかということでいろいろな陳情、請願もあつたようでございます。よく実態を調べてみますと、先ほど申し上げましたように、大体におきましては遺族年金は予算上の理由から少額であるため、これまで優遇する必要があつたかと思ひます。たわけでございまして、遺族年金よ

りもずっと受ける金額があふえたわけですか。
ござります。ただよく調べてみます
と、元兵であつた階級で、遺族年金に
比べまして公務扶助料が二千円程度し
かふえなかつたものがあるわけござさ
います。そななりますと税額控除の恩
典とのバランスから見まして、果して
よかつたかどうかという点が問題にな
るわけでござります。そういう点を考
えまして、今回の改正案では、遺族年
金をもつておつたものが、恩給法の
第七十五条の公務災害による死亡で公
務扶助料をもらいますところの遺族、
寡婦で、しかもその金額が前もつてお
りました遺族年金程度のもの、それよ
り二千円ぐらい多目と考えております
が、その範囲のものはやはり依然とし
て普通の税額控除よりも二千円多い税
額控除を認めようと、控除することを
認めよう、こういう趣旨がこの改正点
でござります。あとで出て参りますと
ころの寡婦それから老年者、勤労学生
の税額控除につきましても、おののおの
同様な形でございますが、趣旨はそな
いうことから出でたわけでございま
す。

国まちまちの取扱いでありまして、所得がなかなか一致しない点がござります。第二に、わが国では、世界全体と申しますか、国内、国外を通じますと損を生じておる、しかしまあイギリスだけについて見ますれば利益が生じて、税金がかかる。そいたしますと税額控除の制度では、外国の税金は控除できないことになります。日本で納める税金の限度において控除いたすことにはいたしておりますので、わが国におきまして完全な欠損と申しますか、純損失である場合は控除できない、こういうことになるわけでございますが、かえってその關係で前の損金算入制度の方がよかつたということが言わられるわけでございます。そこで外国の実例なんかを調べてみると、これらの課税関係について、大体損金算入あるいは税額控除のいずれか、選択制度を認めておる国が多いようございまして。そこで今回の改正におきましては、この趣旨に基きまして改めたわけですがござります。この三項の書き方は、カッコ書に表われておりますと、今申し上げましたことが、直ちにこれから読みとれるかどうか、なかなかむずかしいのでございますが、「(第十五条の八)の規定の適用を受ける場合における当該外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。」といふのは、外国税額でござります。これは損金と申しますか、必要な経費には算入しない、こういうことでございますが、十一条の八は、外国税額の控除を税額控除として受けた者は損金に算入しないけれども、税額控除のシステムによらずにしたものは、これは損金に算入すると、逆に読むといふ改正趣旨でござ

ります。カッコ書きで、はなはだわかれにくいのでございますが、税額控除をしなかつた外国の税金の方は、この規定の裏から見まして、逆に損金に算入すると、こういうふうに改めたわけでございます。

それから、その他条文の改正規定多々ございますが、時間の関係上、一条の三の、今度の所得税法の改正の相当大きな眼目となつておりますところの資産所得の世帯合算の制度につきまして、若干の御説明をさせていただきたいと存じます。

所得税の課税単位をどういうふうにとらえるのかということは、非常にむずかしい問題でございまして、各國の立法でも教多く分れておるところでございます。御承知の通りに、わが国におきましては、所得税の創設以来、家族数合算制度がずっと継続されまして、家の制度がなくなりましてからは、生計を一にする親族の合算、同居親族の合算制度が昭和二十四年まで続いたわけでございます。従いまして、同居親族でありますれば、資産所得のみならず、給与所得、事業所得その他の雑所得、山林所得——山林所得は分離になりましたが、そういう縦的的な所得につきましては、大体世帯が合算されておったわけでございます。これが昭和二十五年のシャウブ勅令によりまして、給与所得あるいは事業所得的なものを合算するということは正しくないといふ、そういうことがむしろ脱税を誘発するのだと、個人主義の建前に反するのだということ、資産所得だけ合算したらどうかというふうに改められただけでございます。資産所得は、何といつても、家族の名義で持つておりま

しても、実際は世帯主の支配で処分する場合が多い。これは、まあ所得税は御承知のように担税力に着目して課税するわけでございますが、所得の帰属、あるいは所得の支配の状況によつて課税するのが至当じゃないかといふ議論が出てくるわけでございます。それともう一つ、資産所得というのは、往々にして分散されがちである。単純な名義をして所得の分散がはかられやすい。そりいたしますと、現在の所得税の建前では、税負担が人によってかかるつてくるということで、昭和二十五年の夏ウプの勅告によりまして、資産所得だけは合算するということになつたわけでございます。そのとおりでありますと、ころの、二二百万円以上の所得者につきまして合算するといふようなシステムじゃなく、どんな資産所得でも合算するといふ年になりますと、小さな資産所得でも合算するといふ趣旨であつたわけでございますが、それが昭和二十六年になりますと、まだ資産所得といふものが、現在のような金額によらず、非常に小さかつたわけでございます。しかも下の方まで合算いたしますので、手数が多すぎますと、大体外國におきましても、資産所得的なものは合算している例が多いよろしくござります。また、イギリスについて申し上げますと、これは資産所得ではなくまざいません、まず妻の所得は文政、納税者の便宜の点から、二十六年に廃止いたしまして、現在まで至つて句なしに夫の所得と見るといふらうなわけでございます。

次に、これは各国の立法例を見てみますと、どうなつてゐるかと申しますと、大体外國におきましても、資産所得的なものは合算している例が多いよろしくござります。また、イギリスについて申し上げますと、これは資産所得ではなくまざいません、まず妻の所得は文政、納税者の便宜の点から、二十六年に廃止いたしまして、現在まで至つて句なしに夫の所得と見るといふらうなわけでございます。

制度でござります。ただ妻の所得が勤労所得であるような場合、これにつきましては、おそらく夫婦共かせぎのよくな場合には、子供の世話費がかかるとか、家事費がふえるとかいろいろなことがあります。そこでございましょう。そういうことから、妻の勤労所得につきましては、九分の七の控除を認められているという状況でございます。それから西ドイツにおきましては、夫婦及び十八才未満の子女の所得は合算するというような建前になつております。ただ夫婦の一方が、配偶者と関係のないよりな事業に従事して得ましたところの勤労所得、それから子女が父母と関係のない事業に従事して得た勤労所得、これは除外する。同じ勤労所得でも、お父さんのおやつでありますところの会社に勤めてもらつていてる所得、これは合算する。全然よそで働いている勤労所得だけは除外いたします。しかし資産所得は除外いたさない、こういう制度でございます。アメリカにおきましても、これは若干意味の違つた合算でございますが、夫婦均分法といふものがございまして、夫婦の所得は合算する、そのかわりそれを二つに割りまして、そのおのにおのに税率を適用いたしまして、二倍にする。これは特徴のありますところのものは、妻あるいは夫、どちらでもいいのですが、配偶者の一方に全く所得がない場合でも、その両者の所得を、夫婦の場合は二分するといふことがあります場合で、たとえば百万ずつある場合の税負担と、夫が二百万円の所得がある場合では、日本では両方所得がありますこの点では、日本では両方所得がありますが、日本の税金は相当違つて参りますが、アメ

リカでは全く同様だといふ点から見ても、一つの合算制度だ、こういふことが言えるのではないかと思います。フランスも、これは長くなりますので省略いたしますが、所帯主の所得にせよ養親族の所得は大体合算いたしてあります。

ただ、今申し上げました扶養親族の数で割つて、税率を計算して、また婦人で乗すると、いろいろなシステムはござりますけれども、いずれにいたしましても、各国の立法例を見ましても、士婦は合算する例が多いし、未成年者の子女の所得は合算すると、ただ家業による関連のない勤労所得、これはまあ除外する場合が多いのではないかといふうに、私どもには見られるわけでございます。

そこで、先ほどもちょっと申し上げましたが、現在のことき税法、今度の改正税法を適用いたしましても、一で所得のある場合と、二人の所得のよる場合と、相当税負担が變つております。税額表を見ていただきますれば出て参るわけござりますが、たとえば一人が二百万円の事業所得と不動産所得を持つて、それが二百万円でござります。ところがこれが名義と申しますか、夫が二百万円の事業所得を持ちまして、妻が一百万円の不動産所得を持ちますと、おのおの十九万円の所得税となりますから、税額を合計いたしまして、妻が三十八万円、そりいたしますと、同じ二百万円の所得を持ち、生活しながら、この差が十万八千五百円出て来ますから、これは改正案の計算でございま

ます。これで果していいのであらうか、所得の実態に応じまして課税する所徴税で、果していいのであらうかどうか、まあ考えさせられるわけでござります。しかしまあ、たとえば今の不動産を夫から妻にやつたとしたのだから、これは過去におきまして贈与税を払っているのだからいいのではないか、という考え方も一つ成り立ち得るわけであります。しかし贈与税は御承知のように、所得税の補完税といふのではなくて、相続税の補完税でございます。死んだ場合には相続税がかかるのを、生存中に贈与いたしまして、相続税の累進税率の適用を避けるというのを防ぐのが贈与税の目的でござりますから、贈与税をとつているからといって、所得税を合算してとつてはならないわけでございますが、やはりこの点も着目しますれば、資産所得につきましては、先ほどのからくる申し上げますような趣旨から合算したらしいのではない、こういう線で今回の資産所得合算の制度を御提案申し上げておる次第であります。非常にこの規定は複雑でござりますし、またなお、こまかい点につきましては政令で規定する点がたくさん残されておりますけれども、大筋を申上げますと、大体次のようになります。

一項にあります通り「夫と妻」「父又は母とその世帯に属する子」「祖父又は母とその世帯に属する孫」、ただシウブ勧告に基きました昭和二十五年ときには子と孫に未成年者ということが一つついておりました。しかもま配偶者のないということがついてお年と同様でございます。その点は二二の四号にござります。もう一つ今回特色は、これはシャウブ勧告にはかつたんございますけれども、「妻」と妻は先ほどから外国の立法例からもわかります通り、文句なしの合算ございますが、「世帯に属する子又は孫」につきましては、資産所得以外の所得が九万円以上あるというようなものについては、合算しないというといたしました点が一つの特色であります。やはり、かように考えております。考方の基礎にありますものは、九万円いう一つの目安は基礎控除と同額でございます。九万円くらいあるなら可供、孫につきましては、配偶者がなくても自分が勤労所得を有して、その勞所得から株式を買ひ、あるいは不動産を買ったものだとまず見ていいじゃないかという趣旨でございます。二項の一號にあります通り利子と、配当と、不動産所得、これら昭和二十五年度の改正税法と同様でございます。ただ利子につきましては、別途御提案申し上げますところの特別措置法によりまして、分離課税法でございます。ただ利子につきましては、別途御提案申し上げますところの二年程度続くこととなり、その他長期預貯金等につきましては、別途優遇と

措置が講ぜられることになつておりますが、いずれにいたしましても、分担課税の建前が統きますので、今回施になりますところの所得税におきまして、三十二年分におきましては配当得と、不動産所得になる、こういうふうにするかといふ点が第三点でございますが、一言にして申し上げまれば、二号に大体現われておりますが、資産所得以外の所得金額が最大のもの、これを私どもが主たる所得者申しまして、資産所得を除外いたしまして、家族のうちで誰が一番所得が大きいといふものを見まして、その最高のものが世帯員の資産所得をまず有するものとみまして、主たる所得者の主税を計算する、そいたしますと、一人がその資産所得を持つたような金が累進税率の関係で出て参るわけござります。それを再び世帯員の資産所得に按分いたしますと、世帯員の金額を計算いたしまして、主たる所得者と世帯員に申告していくと、こうなることになるわけござります。三条の三の三項にもありますように、世帯員に医療費とか雑損失とかがあつたような場合にどうするかといふことでございますが、原則といたしましては三項にあります通りに、主たる世帯員に雑損失、医療費控除があつたもののみより、こういうことにいたしてあります。ただ典型的な例でございますが、妻の資産所得以外の所得から控除してもらつた方が有利な場合には、それは

選択できるといふことがあります。で、今申し上げましたのが合算の方法でございますが、今回の合算は前回の昭和二十五年の改正の経験からまして、なるべく簡素化しようとという趣旨をとりましたのでござります。法文の書き方も前のときには一人一人世帯員のところ、基礎控除その他医療費控除、扶養費控除まで計算して、余った残りの所得を主たる所得者の所得に加えるといふような方式でございましたけれども、今回の改正案では今申し上げましたような、この主たる所得者の資産所得とみて税率を計算するというように、法文ができるだけ簡素化いたして、いるのであります。

五項にござります通りに合算の省略の限度が規定してあるわけでございま

す。一号には今申し上げました所得を合算して二百万円に満たない場合はも

う全然合算しない、二百万円以上になつて初めて合算するのだといふことが五

項の一號に出ております。それからもう一点の合算省略の思想の一つは、世

帶員の資産所得が一人当たり五万円に満たない場合はその世帯員だけは除こ

う。五人おりまして、その五人がいずれも五万円未満の場合には全く合算に

ならないのです。五人のうち三人が五万円に満たない場合も合算しないといふ

ういうようなことになるわけでござります。それからもう一つ簡素化の精

神から、一つはばらばらの申告じやなく、連署で一つの申告書でやつていただき、これは規定でございますが、常

例とするといふような書き方で、なるべく簡素化の精神を出したつもりでござります。

十二条は基礎控除の改正でござりますが、一万円引き上げて九万円にいた

してしております。

その次は十二条の八、扶養控除の改正でござります。これは先ほど申し上

げました一人につきましては半額を控除する、こういうことにいたしておりま

す。

十二条は基礎控除の改正でござりますが、一万円引き上げて九万円にいた

しております。

以上合算の規定の説明を終りましたて、その次は、十二条の七の生命保険料の控除制度の改正でございます。十二

条の七、今回は特別措置の整理がありまして、なるべく簡素化しましては、百分の十の最低税率を設けた点

でござります。現在はスタートの、

最初の税率は百分の十五でございますが、低額所得者の負担を考えまして、

新しく百分の十の税率を設け、さらに

百分の七十の税率を五千万円をこえる

金額につきまして設けたのでございま

す。なぜここまで増税したかといふことをここで問題になるわけでございま

すが、これは日本の所得税、外国に比べましても、しかもまた過去のわが国

の所得税の税率から見ましても、上の

方では相当低過ぎるというふうに見え

るわけでござります。アメリカでは最

高九十一年実効税率は八十七、イギリス

では九十二とか申しておりますが、そ

れらから見ましてわが国でも八十五く

らいまで行つておつたことがあるよう

でござります。それから見まして、今度

のような個々の階級区分を見ていただ

きますれば、大体五倍ないし六倍くら

いに伸びておるわけでござります。た

とえば百分の二十の税率のところは、

現行は三万円をこえる金額となつてお

りますが、今度は二十万円をこえる金

額のところが百分の二十、そりたし

ますと、六・六倍、百分の四十のところ

を見ていますと、五十万円をこえる金

額、現行でござりますが、今度は二百五十万円をこえる金額とい

うふうに五倍に上つておる。こういう

関係からいたしまして、最高税率もサ

ティファイされるのではないか、か

なります。直接投資と間接投資のバラン

スという理由で引き上げられたわけでござります。今回これをどうするかと

いふ點が問題になつたわけでございま

す。第一点の特別措置の整理によりま

して、五%の割増し控除は、これは廢

止する。これは利子の非課税も長期預

金につきましては、継続いたします

けれども、その他の部分につきましては、一〇%で課税するということにな

りましたので、五%の割増し控除につ

いて、それが改訂の趣旨でございます。

その次は、十五条の三と、十五条の

四、十五条の五、これは先ほど申しま

すが、これは前で法文は一応片づいてお

りますので、この点では出ておりませ

んが、今申しましたような関係になると

いうことでございます。

その次は、十五条の六になるわけで

あります。それは配当控除の規定でござ

ります。それは御承知のように、昭和二

十三年でございましたか、一五%とい

うよりなことになつておりますが、全

額引きますと、その額だけしか入らない

も、全額引くような国は少いようでござります。イギリスでは四割引くとい

うよりなことになつておりますが、全

額引きますと、その額だけしか入らない

で、そういう観点も考えまして、半分

額を高めるのにも便利じゃないかとい

うような考え方もあるようでございま

すので、一万五千円までは過去に置き

ました控除限度を尊重し、それをこえ

る部分につきましては半額を控除す

る、こういうことにいたしておりま

す。

その次は十二条の八、扶養控除の改

正でござります。これは先ほど申し上

げました一人につきましては一万円だけ

ふえております。

十二条は基礎控除の改正でござりますが、一万円引き上げて九万円にいた

しております。

その次は第十五条でござりますが、これも簡素化の見地から現

のは、法人独立説をとつて、完全なる投資物件説とみると、配当控除はいるない、こういう考え方もあるようですが、ありますけれども、その考え方とはともかくといたしまして、今申し上げましたような、きわめて卑近な例で改正案を考えますと、どうも所得が下れば下るほど、配当控除率は、配当に対しまして、この一定割合の税額控除ござりまするから、配当控除の率が据え置かれますと、所得税の元の方が少くなりますが、引かれるものの元の方が少くなります。非常に有利になつてくるという関係になつております。そこで今日は、それを大体原則といたしまして二〇%に下げたらどうかというものが少ないと有利になつてきます。ただこの十五条の六のカッコ書きにありますと、この二〇%でも、これを法人擬制説的な考え方方に立ちますとなお有利な人がたくさん出でるわけでございます。

法人税を完全な所得税の前取りと考

えれば、非常な高額所得者の人、例えば五千万円くらいの人は六%ぐらいで足りると、七%ぐらいで足りるといふことになるわけでございます。

この計算方式は、いすれ審議の過程で御提出することになるかも知れませんけれども、高額所得者になりますと、大体もとで二重課税排除説をとりまして、法人擬制説をとりまして、きわめて高額所得者は法人税でとられるところの税額は少くないといふことになりますので、千万円をこえる場合には、配当所得金額のうち、そのこえる金額は百分の十といふことにいたしたわけでございます。例で申しますと、例え

ば給与が九百万円でありますと、配当

が二百万円ある、そいたしますと千

百万円でございます。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君着席〕

これをかりに課税所得といたしまし

て、千円をこえますこの百万円につ

きましては一〇%、残りの百万円につ

きましては二〇%、こういう考え方で

ざいます。それから給与が五千五万

円、あるいは事業所得でいいんです

が、千五百萬円あつたりまして、配

当が五十万円あります。そらすると課

税所得が五千五百五十万円となります

が、これは五十万円だから二〇%の配

当控除じゃなくて、カッコ書きの規定

が働きまして五十万円につきまして

一〇%の配当控除になる。千五百萬円

の事業をやつておる方は、法人税を

とられる税金というものは、もう少し

少くていよいに一律の四%でござい

ますから、配当を受けとつた際に調整

される率は少くていよいと、こういよい

うな考え方から説明できるわけでござ

ります。

それからその他、時間の関係で急ぎ

まして、第二十条の重要な資産の製造等

についての免稅の規定が改正になつて

おります。これは法人税法のところと

全く考え方が同様でありますので、法

人税のところで御説明したいと思いま

す。

それから二十二条の二でございます

が、これは簡素化の見地で今回予定納

税額、予定納税額と申しますのは、前

年の税額をそのまま予定納税額として

納税していただき、確定で清算する制

度でありますが、三千円未満のときは

予定納税が要らないといふことについ

ておりまます。一期千円未満の人

が二百円である、そいたしますと千

百万円でございます。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君

着席〕

これがかりに課税所得といたしまし

て、千円をこえますこの百万円につ

きましては一〇%、残りの百万円につ

きましては二〇%、こういう考え方で

ざいます。まあ賦稅なき税法といふも

のを作りたいといふのが私どもの趣旨

です。

ではございますが、そこで支払調書その

他の資料につきましてはぜひ御協力願

いたい、こういう趣旨で改正したわけ

でござります。そのうちには当然の改

正をございませんするけれども、まず大き

いのが予定納税は要らなくなる、こ

ういうふうに見られております。

その他法人関係と共にいたします点

は法人のところで申し述べさせていた

だくことにしまして、うも一つ簡素化

の精神から改正いたしましたところの

五十三ページの三十八条の三、源泉徵

取税額の納期の特例について申し上げ

ます。現在の源泉徵収の納税の仕方

は、御承知の通りに毎月分を翌月十日

までに源泉徵収していただきまして納

付していただきとすることになつてお

るわけでござります。それからも

の支払いの資料を税務署の方に送つて

いただきたい。これは全部取ろうとい

うのではございませんで、法人が支払

う場合だけござります。それからも

その他二十八業種、業種が指定されています。人格なき社団、財團の収益事業につきましては、事業場を設けて継続的にこれらの収益事業を行ふものだ、こういふにいたしたいと考えております。原始産業は入らない、それからまた出版業あたりで単に会員に出版物を頒布しておるような場合、こんなのは収益事業とは見ないというような考え方であります。先ほどから申し上げましたように、私どもの考え方は、人情なき社団によりまして一つの全然納稅義務のない真空地帯ができるということをセーヴする趣旨でございまして、零細な人格なき社団の収益事業を追及するという趣旨ではございません。

そこで、その次は第六条でございますが、重要物産免稅制度の改正でございます。これは大正二年からいわゆる重要物産免稅制度として古くから続いた制度でございますが、非常にいろいろな批判もございますので、今回新しく改正いたしてございます。今までのようないに重要物産、あるいは戦争中時代の生産拡充的な感覚を捨てまして、新規産業の助成措置として重要物産免稅制度を設けたい、こういうのがその趣旨でございます。第六条の二項にござりますように、「重要物産とは、国民经济上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されていないため又は需要の見とおしが困難である等のためその製造又は採掘の事業の開始に当り採算について著しく不安があるものとして命令で指定するものをいう」、非常に長々しい条件を付けておりますが、単純な生産増加が必要だとかといふようなものは入

いい新規産業でありまして、外国技術を入れて、外國でどんどん成功している、そういうものは除くといふような趣旨でございます。それから一ぺん重複しておきたいのは、今までの習慣であつたようでございます。そこで今度は新規産業の助成措置を考えますれば、一つの期限をつけてましてこの間に助成しよう、この間に始めたものだけを、その間にスタートしたものだけを助成しようという考え方で、指定期限を付することに第六条の第一項がなつております。しかも往々にして、ある企業についていわれるのをございますが、非常に重要な物産免税制度の恩典を受けまして、しかも恩典の額が非常に過大に上る、どんどんもうかっておりまして、資本の回収は簡単にできたといふようなものもござります。あるいは固定資産の投資額は大きいのですけれども、その相当額まで免税になつて、これはまた非常に不公平じやないかといふような声が起つたわけでございます。そこで重要物産の免税品目には指定されましても、この免税期間は、製造を開始した事業年度と、それから翌事業年度開始の日から三年以内——今までと同様な期間でございますけれども、免税所得がここに書いてあります通りに、固定資産、減価償却資産の取得価額の合計額の百分の四十、累計額が減価償却額となり新規産業とかといふようなものは、一つの冒険企業であつて、将来の採算が不安だということは、とりもなおき

か、ことに固定資産の回収が一番懸念されるわけでございます。大きな機械設備を買いまして、これが果して回収できるかどうかということが問題になります。たゞ投下した資本が回収できるかどうかでございます。大きな機械がスクラップになるような場合、重要物産免稅制度の適用をも受け、しかも業況が非常によくて、免稅所得の累積が四割まできたらもういいじゃないか、と申しますのは、大体三年半もあちますれば、耐用年数を十五年にいたしますれば、減価償却費がでますれば、それが四割くらいまでできますれば、それは一つの資本の回収ができたということになるわけでございます。それとこれとの四割とを合せますれば、大体八割くらいまで三年半くらいで資本の回収ができた、こういうことになるわけだと思います。そういたしますと、大休滅価償却資産の残りといふものは、あと一割程度、二割といふのじゃなくて、一割は大体、法人税法によりますと、残存価額としましては九割までもしか償却を許しませんから、一割くらいのもの、その一割は、十五年の耐用年数ならあと十二年くらいの程度で回収できるから、四割程度の頭打ち制度を新しく設けておけば、過去にありましたよろくな非難は致し得るのではないか、防止できるのではないかと、うようなことで、新しく免稅所得制限の規定を設けたわけでございます。重要物産免稅制度につきましては大正九年からありました制度でございます。

が、先ほど申しましたような三点の改正点があるわけでございます。その次に重要な規定は、七ページの九条の六の規定でございます。三つばかり協同組合的な規定が改正になつております。そのカテゴリーは二つございまして、一つは漁業生産組合と森林組合の規定でござります。現在では上欄にありますように、このカット書きが現行法にはございません。漁業生産組合は規定でござります。組合というのは協同組合的なものもございまするけれども、一方現在普通の法人税が課税されておりますところの企業組合的なものがあるわけでござります。御承知のように法人税は、協同組合につきましては税率が三十%でござります。普通法人につきましては、今回の改正案によりますと、所得金額一百万円以下が三十五、百万超の部分が四十でございますが、協同組合と企業組合ではおのおのの税率が違つてくるわけでござります。ところが漁業生産組合と森林組合は、中には事業分配をもとにいたしまして、組合の事業の補助業務を営むようなものもございますけれども、組合自体といたしまして一つの事業をやつておる、そうして組合員は単に組合から給与を受けるものがあるわけでございます。それは実体において現在普通法人の税率の適用を受けておりますが、この漁業組合と森林組合は二つに分けまして、ここに書いてあります通りに、当該組合の事業に従事する組合員に対しても、俸給、給料を払うものはこの中に入らない、もっぱら事業量分配金で組合員

に分配をなすものは、これは協同組合でいいという考え方でございます。
もう一つ改正点は、輸出水産業組合でございますが、これは国会立法の關係でござりますが、これは国会立法の關係でありますからかりませんが、本来協同組合的なものが普通法人の方に入つておったわけでございます。これは今までのミスといつてもいいかもわかりませんので、修正をいたしまして、輸出水産業組合を普通法人の方から協同組合の方に税率を落すグループに入れれる、こういう改正の仕方でございます。

その次は二千六条の四でござります。欠損の繰り戻しによる還付でございます。現在御承知のように欠損の処理の方法は、法人税法におきましては将来五年間の欠損の繰り越しと前一年の繰り戻し、この二つのことがあることは御承知の通りでございます。現行法によりますと欠損の繰り戻し、前一年の事業年度の所得に繰り戻す方は、期限後申告は認めておらないといふことになつております。ところが現在のそういう趣旨は御承知のように期限後申告を認めなくとも、そういう欠損は繰り越しで救えるのじやないかとうのが考え方でござります。繰り戻しというような厄介な制度よりも、むしろ繰り越しといふもので欠損は救えるのじやないかといふ考え方できたわけでございますが、よく考えて参りますと、たとえば解散とか合併が急に起りまして、翌期以降繰り越すことができないというような場合が起ります。そしてそういうことを教う意味で、これらのこと由が発生したような場合には、繰り戻しを認めよう。しかも今申しました解散・合併の事由の発生した年度の欠損のみならず、その前一年以内に終了した欠損をそれぞれ一年ずつ繰り戻しを認めよう、こういうふうに緩和措置を講じていいわけでござります。で、若干付則に入りまして重要な点を申し上げます。

た過去におきましてすでに重要物産免
税制度の恩典を受けておったものをど
うするか、こういう点が問題になるわ
けでございます。そこで新法は、四月
一日以降新設、増設するものについて
適用し、旧法の規定の適用を受けるも
のはなお従前の例によるということに
いたすことにしておるわけであります。
ただ、しばしば言われることでござい
ますが、新法によりますと、いろいろ
な所得制限がつきまして、減価償却資
産の四割までしか免税所得はいかな
い。そろすると旧法によりますと逆に
一日違いでかえって指定から落された
ものにつきましては無制限に免税が
いく。しかも三年半も継続するといいう
ことになりますれば不均衡だといふ声
もあるわけでござりますけれども、
一応旧法のものにつきましては旧法の
既得権を尊重するような建前をとつて
おります。これが八、九、十というふ
うなところに書いてござります。しかし
も十一項を見ますと、現在一応重要物
産免税制度はございまして、税制調査
会あたりではこの改廃をめぐつて議論
があつたわけでございますが、その制
度の恩典を受けるために現在工事の施
行中のものが相当あるわけでございま
す。それが三月三十日に完全にでき
上りますれば問題はないわけでござい
ますけれども、何と申しましても固定
設備の多い産業でございますので、中
にはずれていくものもありはせんかと
いうおそれがございます。しかし大部
分の産業はそういうふうにかけ込みで
やつて参りますと、非常に弊害も多い
ようでございますから、制限がなかなか
か引けないということがありますので、中
で、そこで昭和三十二年一月一日にお
いて工事を行いつつあったもの、しか

もこれは特殊なものしか私ども考えておくれておませんが、非常に輸入がおくれてお機械が入った等の事由によるようなもののを命令で指定いたしまして、現在好景気のためにどんどん今のところ指定されておりますところの重要な物産免税制度の恩恵を受けるためのかけ込み増設というものは、この規定に入れる趣旨ではございません。特殊なものだけに、輸入その他やむを得ない原因でおくれたものだけ入れるのがこの十一項の趣旨でございます。

それから四十八ページの第四条ノ七ノ二でございます。国税徴収法の規定の改正でございます。先ほどからたびたび申し上げておりますところのいわゆる人格なき社団、財團の課税関係を明らかにいたしました。今までの課税関係は御承知の通り、所得税、法人税の面から若干の明確性を欠いた点がありますたと同時に、徴収の面におきましては人格なき社団財團関係の徴収関係の規定が整備されていなかつたということですが、一つの課税のみならず、徴収の面におきまして明確さを欠いた点があつたわけでございます。そこで今回は人格なき社団、財團の課税関係の改正とあわせまして、国税徴収法を改めまして、これを法人とみましてこの法律を適用するということにいたします。併しまして人格なき社団の有する財産にかかるつくる有限責任的なものにいたしました。ただあとにございますが、人格なき社団から収益の分配を受けるような場合、財産の分配を受けるものは、受けた限度におきまして責任を負います。人格なき社団でございまして、たとえば何々会というようなものが銀行金なんかを個人の名前でしている

別
紙

所轄税關	支署名	位置	管轄區域
神戸			
松山			
松山市			
松山市	愛媛縣のうち		松山市 八幡浜市 宇和島市 大洲
伊予市	市伊予市 上浮穴郡 温泉郡 伊予		
喜多郡	郡喜多郡 西宇和郡 東宇和郡 北		
宇和郡	宇和郡 南宇和郡		
京都府のうち			
大分県のうち			
佐伯市	宮津市 吾川郡 中郡 竹野郡 熊野		
竹田市			
南海部郡			
大野郡			
岩手県のうち			
盛岡市			
宮古市			
岩手郡			
下閉伊郡			
紫波郡			
宮古市			
門司			
佐伯			
佐伯市			
直入郡			
函館			
宮古			
宮古市			

例が多いわけでございますが、それを中心としている、しかもその代表者は個人とまぎらわしい点が多くあるわけでござりますので、往々にして代表者の私的な方の財産の方にいくおそれもなきにしもあらずというわけで、そんな点を考えまして、敷設規定も設けまして取り戻しの請求の規定を設けておられます。取り戻し請求している期間は比率処分、あるいは公売ができるないとうようなことも、国税徴収法の整備いたしまして規定しているわけでござります。

はなはだ簡単でございますが、時間の関係上、この程度で終らしていただきます。

○理事(西川甚五郎君) それでは所蔵税、法人税につきまして資料要求がございましたら、今でもけつこうであります。

願いいたいと思います。本日は、これにて閉会いたします。

備考

廢止する税關の出張所

所轄税關	出張所名	位置
神戸	今治税關支署松山出張所	松山市
大阪	舞鶴税關支署宮津出張所	宮津市
函館	釜石税關支署宮古出張所	佐伯市

昭和三十二年二月二十五日印刷

昭和三十二年二月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局